平成２２年（フ）第２２０号
福島市笹谷字桜水26番地の３
破産者　佐々木和枝（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５号
福島市立子山字丹波屋敷１番地の１
破産者　三本杉晴美
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２０５号
福島県郡山市富久山町久保田字池下30番地
破産者　佐藤　信雄
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
横浜市港北区綱島西３丁目17番18号　飯島ハイム205
破産者　北澤三三子
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５号
富山市婦中町袋348番地32
破産者　高橋　廣夫
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２４号
富山市赤田158番地７、前住所富山市大町177番地４　コーポジュライＡ―３
破産者　島田　康治
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６号
長野県松本市大字惣社522番地１　リッツガーデン105号
破産者　村上　　巌
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１９号
長野県茅野市湖東8173番地４
破産者　讃岐みつる
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７号
愛知県岡崎市藤川荒古１丁目12番地９　ＮＫＵ中田201
破産者　今泉　秀嗣
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
兵庫県南あわじ市湊1093番地96　出嶋団地６号
破産者　倉本加代子
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第１７７８号
埼玉県幸手市中５丁目３番34号、破産手続開始時の住所埼玉県幸手市中４丁目24番26号
破産者　斎藤　清子
１　決定年月日　平成22年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
埼玉県さいたま市中央区新中里１丁目11番18―406号、申立時住所福島県白河市立石149番地
破産者　杉山　博之
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
埼玉県さいたま市中央区新中里１丁目11番18―406号、申立時住所福島県白河市立石149番地
破産者　杉山美保子
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１１８９号
埼玉県桶川市大字上日出谷960番地の３　愛宕ハイツ102号
破産者　小暮　智美（旧姓石谷）
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２２号
さいたま市見沼区大和田町２丁目788番地
破産者　近藤　勇貴
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４８号
横浜市泉区弥生台10番地の10　ロイヤルハイツ弥生台404
破産者　廣松　佐利
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４３５号
横浜市緑区東本郷５丁目５番３―325号
破産者　松尾　理江
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１３号
新潟県見附市下関町2195番地
破産者　志賀　養三
１　決定年月日　平成22年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係